

【国際法秩序形成における主権国家の意義・役割】

1. 国際秩序を生み出す仕組みとしての主権国家体制とそこでの国家の役割

- ・ 超国家的な統治機構（いわゆる世界政府・普遍的国家機構）をなお欠く社会としての国際社会
- ・ 国際秩序を形成する「力」を有する存在としての国家

主権国家＝一定の領域における秩序をもたらす（ことを期待されている）統治機構

主権国家体制＝個々の主権国家が、各々の領域内において秩序を構成し、当該個別的秩序を相互に尊重しあうことで、社会全体としての秩序を創出することを予定

◇ 主権国家の相互監視・抑制に基づく秩序形成

* 本質的に国際的な対処が必要な問題について、全ての国家が責務を担いつつ、特に対応能力を有する国家に高い責務を課し、そうした国に国際秩序の形成・維持を強く期待する場合も見られる場合もある。

2. 国際秩序の形成における国際法の役割と国家による解釈・援用の重要性

- ・ 諸国家が相互に受入可能なものと判断した状態の記録としての国際法（条約と慣習法）

Ex. 1) 第三次国連海洋法会議（1973 年～1982 年）

→ 1982 年国連海洋法条約の採択（1994 年発効）

Ex. 2) 各国による大陸棚に対する主権的権利の主張と実施

→ 1958 年大陸棚条約の採択（1964 年発効）
大陸棚制度の慣習国際法上の確立

◇ 「受入可能」性は対象事項、規制の具体性（厳密性）にもよる

◇ 場合によっては曖昧な規定ぶりを**意識的に**採用し、各国家の実効に委ねることも

* 国際法上の原則／規則の規定における「不完全」性／柔軟性

Ex. 3) 国際人権 A 規約と B 規約における実施義務の規定ぶり（各第 2 条）

- ・ 国家は国際法規則を参照しつつも、そこに残された「曖昧さ」、「解釈の余地」に自国の国益を織り込んでいく

— 国際法定立時における意識的な「解釈の余地」の残存

— 法の適用・実施をはかるための「公」的・中央集権的な機構を欠く国際法における各国家により「自己」解釈（auto-interpretation）と「自己」実施（auto-implementation）の必要性、不可欠性

◇ 国家の国益を主観的にではなく、国際法を参照し、援用しつつ、客観的な正当性を確保することで実現していくものとしての外交（「対外法政策」）。

3. 国家の政策を国際法に反映させるための手続・制度

*その実施を各国家に委ねざるを得ない国際法においては、その定立・適用・実施のいずれの場面においても国家による受容可能性を無視することはできない。そのために国際法においてはそうした「受容可能性」を維持するための手続・制度あるいは理論が用意されている。

(1) 国際法の定立時

- ① 「合意は拘束する」／「合意」は第三国を害しも益しもせず

Ex. ウィーン条約法条約前文および第 26 条、第 34 条～第 38 条

- ② 条約の批准時における留保

Ex. ウィーン条約法条約第 19 条～第 23 条

(2) 国際法の実施時

- ① 国際法の国内実施における各国憲法体制の尊重

Ex. 日本国憲法と米国憲法における国際法の位置づけ

- ② 直接適用可能性（自動執行力）の認定

- ③ 実施方法の義務と結果の義務との概念的区別

(3) 国際法の適用時

- ① 国際裁判における合意管轄の原則

Ex. 1) 国際司法裁判所規程第 36 条 2 項

Ex. 2) 強制管轄受諾に関する日本国の宣言

- ② 裁判管轄権認定における「不可欠の第三国」法理